

別紙1（不認定の理由）

今回の特定開発事業案は、他の法令に明らかに抵触し、又は他者の権利等を明らかに侵害するものではない。しかしながら、開発事業はその内容に関わらず、事業の実施により周辺の市民等に対し、景観や環境面、その他様々な影響を及ぼすものであり、特に特定開発事業は、安曇野市土地利用基本計画に整合しない開発事業であることから、開発事業者はその認定に係る条例手続き等にあつては、周辺住民等に対して特段の配慮が求められるものであると考える。殊に太陽光発電施設の建設については、地域住民とのコミュニケーション不足等により、地域住民の理解が得られず、反対運動を受けて計画の修正・撤回を余儀なくされる事態や、訴訟問題に発展した事例が全国で散見されることから、「事業計画策定ガイドライン（資源エネルギー庁策定）」や「太陽光発電の環境配慮ガイドライン（同庁策定）」において、地域住民等との環境配慮に係るコミュニケーションを図ることや、地域住民の意見を聴き適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施し、誠実に対応することが必要とされているところである。

ここで、条例第47条第1項では、特定開発事業を認定する要件を「まちづくりの目標像及び基本方針に反しないもので、かつ、市長が別に定める特定開発事業の認定に関する指針等に照らして、適正な開発事業であると判断するものであつて、認定申請の手續に係る意見書等の各内容に配慮していると認めるとき」としている。このうち、市長が別に定める特定開発事業の認定に関する指針（平成28年7月1日施行）（以下、「指針」という。）では、太陽光発電施設の建設における事業認定の判断の視点として、「周辺住民から理解が得られていること」を、満たすべき要件の一つとしている（指針の「Ⅲ．事業認定の判断の視点」の「2 用途別の対象事業及び配慮事項への適合」のうち、「（5）太陽光発電施設」のイ）。これは、前述した資源エネルギー庁策定の各種ガイドラインにおいて触れられている「地域住民との適切なコミュニケーション」や「地域住民への配慮等」に通ずるものであると考える。

この点、本開発事業については、条例第41条第1項による説明会が行われており、開発事業者により市民等へ一定の説明がされていることは認められるものの、条例第42条第1項及び同45条第3項による意見書や同44条第2項による公聴会の意見等（以下、「意見書等」という。）に対し、当該意見を踏まえた設計の変更や個別具体的な資料を提示する等の対応（※）は行われておらず、開発事業者による市民等との適切なコミュニケーションや、市民等に対する十分な配慮が不足した状態となっている。このこともあつて本事業は、「周辺住民の理解を得る」までに至っておらず、また、理解を得るための開発事業者の取り組み等が不十分であると言わざるを得ない。

※ 例えば、景観の影響を懸念する意見に対しては、隣地境界からの後退距離を多めにとり、又は緩衝緑地や植栽等を計画するといった対応が考えられるし、反射光に係る意見については、四季の反射光のシミュレーションを行い、その結果を資料として提示することも可能である。また、維持管理や保守点検に係る意見については、緊急時の連絡先や保守点検を委託する事業者の実績を明示したり、火災や地震等の災害が発生した際の保険に加入し、万一の際の補償等について市民に情報を示す等の対応が考えられる。

また、条例第47条第1項では「認定申請の手續に係る意見書等の各内容に配慮している」ことも特定開発事業の認定の要件の1つとされているところ、今回の特定開発事業については、景観や土砂災害、反射光についての懸念や開発事業者及び保守管理事業者の信頼性に関する疑

念に係る意見書等が存することから、事業の認定に際しては、当該意見書等に配慮した計画であることが求められると解される。しかしながら、本件において開発事業者は、景観に係る市民等の意見に対し、景観とは別の内容（風水学）により見解を示し、また、反射光のシミュレーション結果等を求める意見に対しては、具体的な計測数値等を用いずに見解を示す等しており、当該見解によって市民等の懸念が解消されるとは考えにくいと思われる。以上のことを鑑みると、本件特定開発事業は、「認定申請の手続きに係る意見書等の各内容に配慮」しているとは言い難い状況にあると考える。

以上のとおり本件特定開発事業は、指針に定義される太陽光発電施設の用途に係る配慮事項に適合しておらず、また、認定申請の手続きに係る意見書等の各内容に配慮しているとは言い難く、もって条例第47条第1項に定める特定開発事業の認定の要件を満たしていないと判断した。また、条例第47条第2項により、令和3年9月24日付け第106回安曇野市土地利用審議会に意見書等の要旨を提出したところ、「周辺住民等の理解が得られておらず、指針に適合していないため、前に進めるべきでない。事業の実施に反対されている市民等と誠意をもって対話を進め、様々な方策を提案する中で、周辺住民等の理解を得るように努めていただくように指導いただきたい。」と意見を聴取した。

以上の理由により、本件特定開発事業については不認定とする。